

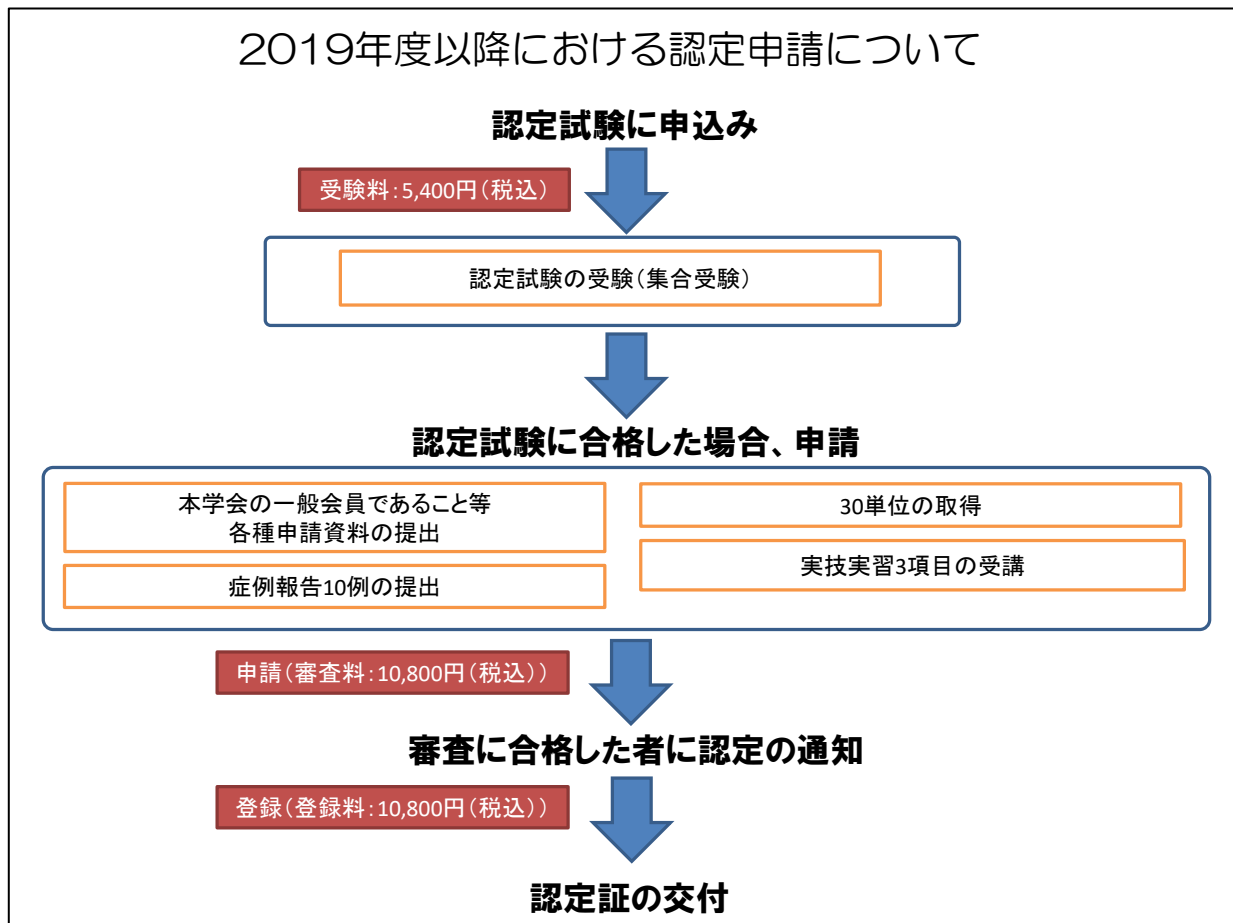
2019年度以降の認定申請要件

2018年9月3日版

※修正・加筆箇所を赤字で示しています。

<目次>

- (1) 認定申請の要件
 - (1-1) 単位の取得について
 - (1-2) 実技実習等について
- (2) 更新の申請について



| | 2019年度 認定申請 | 研修、学術大会等 | | 2019年度に認定申請される場合 (本学会における単位等の提供) | |
|---|--|--|---|-------------------------------------|---------------------------------|
| | | | | 単位の付与 | 実習等 |
| 2016年度 2月末 | | 2/18,19 | 設立記念講演会(首都圏、中京、近畿) 第2回講演会(首都圏、中京、近畿) 第3回講演会(首都圏、中京、近畿) 集中研修会(暫定認定対応)(東京) | ○A ○A ○A ○A | — ○ ○ ○ |
| 2017年度 2月末 | 4年度以内(申請年度を除く)に取得した単位、実技が申請に有効 | 5/13 5/14 7月 ~ 8月 12/10 2/25 | 2017年度研修会(暫定認定対応)(東京) 第1回日本老年薬学会学術大会(東京) 札幌(7/9)、福岡(9/3)の研修会(暫定認定対応) 新潟(7/9)、広島(8/27)研修会 仙台研修会 東京研修会 | ○A ○ ○A ○ ○ ○ ○ | ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ |
| 2018年度 2月末 | | 5/12,13 7/1,29 9/30,11/11 1/13,1/20 | 第2回日本老年薬学会学術大会 公開シンポジウム(東京・名古屋) 実習等をメインとする研修会 4地域で実施予定(東京・名古屋・神戸・福岡) | ○ ○ — | ○ — ○ |
| 2019年度 3月3日 4/1~5/31 秋頃 2月末 | 第1回認定試験の実施 第1回認定申請受付 2019年度認定薬剤師の公表 | 5/11,12 | 第3回日本老年薬学会学術大会 | | |
| 2020年度 前期 2月末 | 第2回認定申請受付 | | | | |
| 2021年度 前期 2月末 | 第3回認定申請受付 | | | | |
| 2022年度 前期 2月末 | 第4回認定申請受付 | | | | |
| 2023年度 前期 2月末 | 第5回認定申請受付 | | | | |
| 2024年度 前期 2月末 | 2019年度認定者の更新受付 及び第6回認定申請受付 2019年度認定の失効 | | | | |
| ※申請要件の詳細については学会ホームページに掲載されている「2019年度以降の申請要件」をご参照ください。 A: 暫定対応研修会で発行されたカリキュラムコードが記載された「受講証明書」を、単位に読み替えて申請に用いることが可能です。詳細は「2019年度以降の申請要件」をご参照ください。 B: 4年度以内(申請年度を除く)に取得した単位、実習が申請に有効となっております。2019年度に認定申請する場合は、第3回学術大会の単位、実習等は申請に用いることはできません。ご注意ください。 | | | | | |

※本学会で規定する年度は、3月から2月末までの期間である(2017年1月時点)。

(1) 認定申請の要件

- 要件1~6の準備が整った後に、認定試験(集合試験)を受験してください。
- 認定試験の合格通知後に、合格された方のみ認定申請を行うことができます。
- 申請受付期間は、認定試験の合格通知後、2ヶ月間となります(4/1~5/31)。

認定制度規則の第3章及び施行細則の第3章

1. 薬剤師であること(申請時に免許取得後3年以上)
2. 3年度以上引き続いて本学会の一般会員であること(申請年度はカウントに含めない)
3. 薬剤師認定制度認証機構により認証された生涯研修認定制度による認定薬剤師、日本病院薬剤師会日病薬病院薬学認定薬剤師または日本医療薬学会認定薬剤師であること。(2024年度の申請から施行)

4. 業務を通じて高齢者の薬物療法の有効性又は安全性に直接寄与した症例を 10 症例報告できること
5. 本学会の指定する研修などにおいて、30 単位以上取得していること（4 年度以内（申請年度を除く））
6. 学会の指定する実技実習などにおいて、3 項目以上受講していること（4 年度以内（申請年度を除く））
7. 所属長（病院長あるいは施設長等）または保険薬局においては開設者の推薦があること
8. 認定試験を合格した者であること

(1-1) 単位の取得について

施行細則

第 15 条 認定薬剤師の申請を行う者は、本学会が指定する研修等を受講し 4 年度以内（申請年度を除く） に 30 単位以上を取得しなければならない。

第 17 条 単位の構成は以下に従うものとする。

- (1) 日本老年薬学会学術大会への 1 回以上の参加を含むこと
- (2) 日本老年薬学会が主催する学術大会及び研修等の単位を 15 単位以上含むこと

- 日本老年薬学会学術大会への参加：90 分 1 単位として最大 1 日 4 単位、2 日間 6 単位
- 日本老年薬学会学術大会での発表：2 単位（筆頭演者に限る）
- 日本老年薬学会学術大会のシンポジウム、講演の演者・講師：2 単位
- 本学会が主催する研修会の演者・講師：2 単位
- 本学会主催・共催の研修会への参加：90 分 1 単位
- 日本老年薬学会学術雑誌への論文掲載(日本語論文)(ファースト、コレスポに限る)：2 単位
- 本学会の単位が発行される研修会・学術大会への参加：90 分 1 単位
- 日本老年学会に加盟している 7 学会の学術雑誌への論文掲載(日本語論文)(ファースト、コレスポに限る)：2 単位
- 老年薬学に関する英語論文掲載(ファースト、コレスポに限る)：2 単位
- 医療系学会誌、医療職能団体発行雑誌、医療系商業誌における老年薬学に関する総説や解説(ファーストに限る)：2 単位
- 日本老年学会に加盟している 7 学会(日本老年医学会、日本ケアマネジメント学会など)での発表：2 単位（筆頭演者に限る）
- 本学会が企画する e-learning の受講：3 講座（30 分/1 講座）1 単位（上限 4 単位）
- その他学会の学術大会・年会への参加：1 回の参加 2 単位（参加日数に関わらず 1 回とカウントし、1 学会の学術大会・年会への参加を 2 単位とする）
 - ◇ 日本老年学会に加盟している 7 学会(日本老年医学会、日本ケアマネジメント学会など)
 - ◇ 本学会が指定する医療系学会※

※本学会が指定する医療系学会：日本薬剤師会学術大会（地方会も含む）／日本病院薬剤師会各ブロック学術大会／日本薬学会年会（医療薬学フォーラム、地方会も含む）／日本医療薬学会年会／日本褥瘡学会／日本緩和医療薬学会／日本臨床腫瘍薬学会／日本静脈経腸栄養学会／日本化学療法学会／日本腎臓病薬物療法学会／日本糖尿病学会／日本骨粗鬆症学会／日本プライマリ・ケア連合学会／日本在宅薬学会

- 日本薬剤師会学術大会、日本病院薬剤師会各ブロック学術大会、日本薬学会年会以外については、地方会を単位換算の対象としない。

表 1. 単位の申請方法

| | | |
|-----------------|---|-------------------------------|
| 会場にて本学会単位シールを交付 | <ul style="list-style-type: none"> 日本老年薬学会学術大会への参加 本学会主催・共催の研修会への参加 本学会の単位が発行される研修会・学術大会への参加※ | |
| | <ul style="list-style-type: none"> 日本老年薬学会学術大会での発表 日本老年学会に加盟している 7 学会(日本老年医学会、日本ケアマネジメント学会など)での発表 | 発表要旨 pdf の提出 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 日本老年薬学会学術大会、本学会が主催する研修会のシンポジウム、講演の演者・講師 | 講演概要がわかる資料 pdf の提出 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 日本老年薬学会学術雑誌 日本老年学会に加盟している 7 学会の学術雑誌 老年薬学に関する英語論文掲載 上記雑誌に掲載された論文(ファースト、コレスポに限る) 医療系学会誌、医療職能団体発行雑誌、医療系商業誌における老年薬学に関する総説や解説(ファーストに限る) <p>*論文及び総説等は、申請時から遡って過去 10 年以内に掲載されたものに限る</p> | 論文等の pdf 提出 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 本学会が企画する e-learning の受講 <ul style="list-style-type: none"> メディカルナレッジにおいて分野「老年薬学」に該当する講座 (2018 年度に順次 16 講座開講予定) https://www.medical-knowledge.net/koza/ 3 講座 (30 分/1 講座) 1 単位 申請に使用可能な単位の上限 : 4 単位 | 「受講終了日」が表示された web 画面の pdf の提出 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 日本老年学会に加盟している 7 学会(日本老年医学会、日本ケアマネジメント学会など)の学術大会・年会への参加 本学会が指定する医療系学会の学術大会・年会への参加 | 学術大会参加証 pdf の提出 |

※本会 HP の「**■認定薬剤師制度**>本会主催以外の研修会」に開催情報を掲載します。

- 2016、2017 年度に開催した暫定認定対応の講演会・研修会で発行したコードが記載されている「受講証明書」は、単位に換算し、申請に用いることができます。
 - ◇ 1 コードを 1 単位として換算
 - ◇ 但し、「2-1 と 3-1」及び「2-2 と 3-2」は 2 つのコードで 1 単位の換算となりますので、ご注意ください。

(1-2) 実技実習等について

施行細則

第 19 条 認定薬剤師の申請を行う者は、4 年度以内（申請年度を除く）に本学会が指定する実技実習などについて 3 項目以上を受講しなければならない。

第 20 条 本学会が指定する実技実習などは、カリキュラムに則した内容である必要がある。

- 「実技実習等」とは、実技実習や体験型実習、ロールプレイや症例検討などを含むワークショップ・演習、体験型演習などのことを示します。
- 実技実習等 3 項目のコードの組合せは自由です（コード一覧：表 1）。
- 3 項目は全て異なるコードである必要があります（11-O と 11-O2 は異なるコードとして扱います）。

a. 「実習受講証明書」が付与される本学会主催、共催、後援の研修会等への参加

b. 薬学系学会、医療系学会が実施したものに限る（薬剤師会及び病院薬剤師会については、県・地区薬剤師会、県・地区病院薬剤師会が開催したものも含む）

- 実習等の開催時間が1時間以上
- 表1の「学会が指定する他団体実施の実技実習等」に○があるコードに該当する実技実習等

c. その他の研修会等

- 日本赤十字社や消防署等、修了証明書が発行されるもの
- 簡易懸濁法研究会主催または共催する簡易懸濁法認定薬剤師制度2単位に該当する実技セミナー
- 新オレンジプランに基づき開催される「キャラバン・メイト養成研修」「認知症サポーター養成講座」や、「病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修」等の研修

d. 実務に関わる実技

- 「11-K感染管理・衛生環境(学校薬剤師としての勤務、ICTなど)」
- 「11-P大学における高齢者薬物療法に関する実習指導（講師）」

コードが重複しない 3 項目

表 1. 実技実習等のカリキュラムコード一覧（コード 11. 高齢者に配慮した行動【実技】）

| コード | 項目名 | a. 本会主催、共催、後援の実技実習等 | bc. 他団体実施の実技実習等 | d. 実務従事 |
|------|-------------------------------|---------------------|-----------------|---------|
| 11-A | 車椅子・高齢者疑似体験 | ○ | ○ | × |
| 11-B | 救命救急・AED | ○ | ○ | × |
| 11-C | 口腔ケア実習 | ○ | × | × |
| 11-D | 簡易懸濁法 | ○ | ○ | × |
| 11-E | 在宅における医療機器 | ○ | ○ | × |
| 11-F | 認知症サポート | ○ | ○ | × |
| 11-G | フィジカルアセスメント | ○ | ○ | × |
| 11-H | 褥瘡 | ○ | ○ | × |
| 11-I | 高齢者の心理・コミュニケーション | WS Advance1 | × | × |
| 11-J | 在宅医療に関わる無菌調製 | ○ | ○ | × |
| 11-K | 感染管理・衛生環境(学校薬剤師としての勤務、ICT など) | × | × | ○ |

| | | | | |
|-------|---------------------------|-------------|---|---|
| 11-L | 大学における高齢者薬物療法に関する実習指導(講師) | × | × | ○ |
| 11-M | 処方に関する多職種とのコミュニケーション | ○ | × | × |
| 11-N | 高齢者の処方検討のアプローチ(基礎) | WS Basic | × | × |
| 11-O | 高齢者の処方検討のアプローチ | WS Advance2 | × | × |
| 11-O2 | | WS Advance3 | × | × |
| 11-P | 高齢者の栄養 | ○ | ○ | × |
| 11-Q | 高齢者の運動機能 | ○ | ○ | × |

※ワークショップ Basic コース：2016、2017 年度に開催した講演会・研修会での Basic コースの受講証明書にはカリキュラムコード 7-3、8-2、9-2 が記載されておりますが、「11-N」のコードへの読み替えを行います。受講証明書はこのまま申請にご利用いただけます。

※ワークショップ Advance コースは、Basic コースの内容をステップアップしたものです。Basic コース受講を修了してから Advance コースを受講することをお勧めします。

表 2. 実技実習等の申請方法

| | 該当コード | 申請時に提出 |
|--------------------------|--|--------------------------|
| a. 本会主催、共催、後援の実技実習等 | 範囲：コード A～Q (K、L 除く) 開催は決定次第、HP の下記ページにて告知します。 ■主催：「講演会・年会等」参照 ■共催・後援：「認定薬剤師制度」>「本会主催以外の研修会」参照 | 会場にて付与した本学会発行の「受講証明書」を提出 |
| b. 薬学系学会、医療系学会が実施する実技実習等 | 表 1 の「学会が指定する他団体実施の実技実習等」に○があるコードに該当する内容の実技実習等で、下記条件を満たすもの。 ● 講義のみから構成されるものは該当しない ● 実習等の開催時間が 1 時間以上（講義の時間枠が別途設けられている場合、講義枠の時間は含めずに実習等の枠が 1 時間以上であること） ● 薬学系学会、医療系学会が実施したものに限る（薬剤師会及び病院薬剤師会については、県・地区薬剤師会、県・地区病院薬剤師会が開催したものも含む） ★「実技実習等出席証明書」：主催者が発行した参加した会の名称及び参加者名が明記された修了証や認定証、領収書、参加証を貼付するか、上記が発行されない場合には、主催者による記入・押印が必要となります。また、申請時に、プログラム（開催日、実習内容及、実習時間）が確認できるチラシ等の pdf を提出する必要がありますので保存をしておいてください。 | 「実技実習等出席証明書」※1 を提出 |
| c. その他の研修会等 | ● 以下のコードについては、下記受講も認める (1) 「11-B 救命救急・AED」：日本赤十字社や消防署等、認定証が発行されるもの (2) 「11-D 簡易懸濁法」：簡易懸濁法研究会主催または共催する簡易懸濁法認定薬剤師制度 2 単位に該当する実技セミナー (3) 「11-F 認知症サポート」：新オレンジプランに基づき開催される | 「実技実習等出席証明書」※1 を提出 |

| | | |
|-------------|--|--------------------------------|
| | <p>「キャラバン・メイト養成研修」「認知症サポーター養成講座」や、「病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修」等の研修</p> <p>★「実技実習等出席証明書」：主催者が発行した認定証や修了証または、参加した会の名称及び参加者名が明記された領収書や参加証を貼付するか、上記が発行されない場合には、主催者による記入・押印が必要となります。また、(2)(3)においては、申請時に上記に該当することが確認できるチラシ等の pdf を提出する必要がありますので保存をしておいてください。</p> | |
| d. 実務に関わる実技 | <p>下記2項目のみ</p> <p>「11-K 感染管理・衛生環境（学校薬剤師としての勤務，ICT など）」</p> <p>「11-P 大学における高齢者薬物療法に関する実習指導（講師）」</p> | <p>「実務従事証明書」</p> <p>※1 の提出</p> |

※1：2018年8月以前の旧バージョンの様式を移行申請に用いていただいて問題ありません。

(2) 更新の申請について

施行細則

第 30 条 認定を受けた翌年度から数えて 5 年度目に更新の手続きを行う。

第 31 条 認定薬剤師の更新の申請受付期間は、認定申請受付期間と同一とする。

第 32 条 更新の資格

- (1) 業務を通じて高齢者の薬物療法の有効性または安全性に直接寄与した症例を 10 症例報告できること。
- (2) 本学会の指定する研修などにおいて、40 単位以上取得していること。なお、本学会が主催する学術大会及び研修等の単位を 20 単位以上含むこと。認定申請を行った年度以降から更新申請を行う前年度までに取得した単位を有効とする。
- (3) 更新に係る試験を合格した者であること (Web 試験)。

第 33 条 認定薬剤師の更新の申請を行う者は、次に定める書類の提出を要する。

- (1) 更新の申請書 (様式 5) 及び審査料の振り込みを証明するものの写し
- (2) 更新用単位取得証明書 (様式 6)
- (3) 薬剤師認定制度認証機構により認証された生涯研修認定制度による認定薬剤師、日本病院薬剤師会日病薬病院薬学認定薬剤師または日本医療薬学会認定薬剤師の証明の写し※

※ 認定制度規則の第 5 条に下記項目が追加となりました (2018 年 5 月 12 日改定)。

- (4) 薬剤師認定制度認証機構により認証された生涯研修認定制度による認定薬剤師、日本病院薬剤師会日病薬病院薬学認定薬剤師または日本医療薬学会認定薬剤師であること。(2024 年度の申請から施行)

これに伴い、2023 年度以前に認定申請を行い認定薬剤師として認められた者は、更新時に上記認定薬剤師の証明の写しの提出が必要となります (施行規則 附則 2 参照)。